

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成30年2月8日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 議案第1号 平成30年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部長兼副部長	伊 賀 和 彦	参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴
教育支援センター長	瀬 野 克 幸	教育総務課長	縄 手 弘
学校教育課長	富 治 林 順 哉	一貫教育課長	金 久 洋
源氏ミュージアム館長兼歴史資料館長	西 澤 久 美 子	中央図書館長	安 田 美 樹
学校教育課副課長	三 村 敦	生涯学習課副課長	前 田 暢
教育支援課副課長	林 口 泰 之	教育支援課主幹	二 木 明 美

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

教育長より、本日の会議に傍聴の申請があり、許可した旨の報告がある。

**開会宣言** 教育長が2月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、加賀爪委員を指名する。

**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成30年2月5日)
- (2) 平成29年宇治市ジュニア文化賞等及び宇治市スポーツ賞被表彰者について
- (3) 議会会派要望について
- (4) 宇治市教育委員会後援事業について

以上4件を報告する。

---

[説明]

**(1) 文教福祉常任委員会について(平成30年2月5日)**

宇治市立幼稚園における預かり保育の試行について

本市幼稚園における預かり保育の試行実施園は、神明幼稚園と木幡幼稚園である。開始時期は平成30年4月6日(金)を予定とし、預かり保育を試行実施する園の在園児が対象児童となっている。

実施時間は園の開園日である月・火・木・金曜日を14時から17時、水曜日を11時45分から17時とし、利用料は時間単位での設定を予定している。

就学援助における「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について

就学援助の支給費目の一つである「新入学児童生徒学用品費等」については、小学校及び中学校の第1学年において支給している。

現在、中学校第1学年で支給している「新入学児童生徒学用品費等」を小学校第6学年(中学校入学前)に支給するよう、支給時期の変更に向けて所要の手続きを進めている。

今後、手続きを遂行するため、2月初旬に各学校へ支給事務の変更等について説明を行い、3月議会では補正予算案を提出する予定である。なお、補正予算可決後は速やかに支給を行う考えである。

#### 指定管理者が管理する施設における使用許可等の見直しについて

経過等は定期監査等において、指定管理者が管理する一部の施設の使用許可に係る事務手続きについて、指摘を受けた。

この指摘を踏まえ、全庁的に使用許可の事務手続きの現状を精査する中で、市民サービスの維持・向上も考慮し、教育部が所管している「宇治市総合野外活動センター」と「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば」の施設について、使用許可等の事務手続きの見直しを行うことになった。

見直し概要としては、現在、施設の使用許可を条例において教育委員会が行うことと定めているが、施設の使用許可等を指定管理者が行うこととなる。

今後は、「宇治市総合野外活動センター条例」及び「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例」について、平成30年3月定例会に一部改正議案を提案する予定である。

#### 宇治公民館閉館後の利用調整について

宇治公民館閉館後における利用者の新しい活動拠点の調整結果は、平成30年2月1日現在、利用者と生涯学習課で調整したのが41団体、利用者が独自に活動拠点を調整したのが23団体、利用者及び生涯学習課で現在も調整しているのが6団体、解散が2団体、未調整が1団体となっている。

平成29年12月22日に利用者への説明会を行い、平成30年1月12日までに、宇治公民館閉館後の活動拠点となる施設の移行希望先などを調査する「意向調査表」の提出をいただいた。移行先について相談を希望した団体は、期日までに殆ど調査表が提出され、提出内容を基に、1月17日・18日の2日間、各利用者にヒアリングを行った。このヒアリング結果を受け、できるだけ利用者の意向に沿うような形で、他の4つの公民館や他の公共施設等との調整を行った。

調整ができた41団体については、1月31日までに利用者へ宇治公民館閉館後の活動拠点施設の報告及び新施設への利用登録方法等の連絡を行った。

---

#### [質 疑]

[委 員] 預かり保育を試行する際、保護者から預かり保育の要望をあらかじめ聞いた上での運用なのか、また、当日の預かり保育申し入れを、受け入れることはできるのか。

[事務局] 預かり保育を実施する半月前ぐらいまでに、保護者からの要望を受け、概ねの人数を把握し、幼稚園側の体制を整えていく予定である。ただ、空き状況を踏まえ適宜調整を行い、当日の預かり保育申し入れに対応をしていく考えである。

[委 員] 預かり保育の預かり時間について、保護者の都合により申請時間の延長要望があった際、追加料金は発生するのか。

[事務局] 利用した時間に応じて、後日保護者への請求を行うこととしている。申し込みについては、適宜体制のため事前に何うが、臨機的には預かり保育の要望時間に対応していく考えである。

[委員] 子どもの怪我等に対する保険は、通常の入園時間帯と同様に預かり保育の時間帯も適応されるのか。

[事務局] 保険の適応について確認中であるが、適宜保険が適応するものと思われる。

[委員] 預かり保育の試行について、利用料は時間単位の設定で現在調整中となっているが、利用料の設定を考慮する中で、何か実績や金額の基準等はあるのか。

また、就学援助における「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について、小学校第1学年に支給となっているが、就学前支給の検討は進めているのか。検討を進めているならば今後の見通しを聞きたい。

[事務局] 預かり保育の利用料設定について、近隣の市町村を参考とし、利用できる段階の設定金額は、市場価格を調査してからと考えている。

就学援助について、中学校1学年の場合は、既に小学校6学年で就学援助の認定が行われており、小学校1学年の場合は、就学前児童のため就学援助の認定が行われていない。よって認定事務が新たに発生し、生在周知の問題が出てくる。これらを含め時間のない中、まず中学校入学前の支給に踏み切ったものである。今後は課題を解決するため、引き続き周知や意思決定を早期に行い、就学前児童について検討していきたいと考えている。

## (2) 平成29年宇治市ジュニア文化賞等及び宇治市スポーツ賞被表彰者について

今回の宇治市ジュニア文化賞の推薦、受賞件数は、推薦が個人2、団体3で、受賞が個人2、団体2であった。文化賞には至らないが今後期待するジュニア文化奨励賞の推薦が団体1で、受賞が団体2であった。推薦件数と受賞件数が異なるのはジュニア文化として推薦されたが、ジュニア文化奨励賞と決定したものが1件あったため、推薦件数と受賞件数に差がでている。

次に、宇治市スポーツ賞の推薦、受賞件数について、該当する賞には優秀選手賞、優秀団体賞、ジュニア賞、奨励賞、功労賞があった。推薦が個人34、団体3で、受賞件数も同様に個人34、団体3で合計37件であった。

## (3) 議会会派要望について

日本共産党宇治市議員団より要望書の提出があった。

---

[質 疑]

[委員] 議会会派要望書には、府内トップクラスの財政力と書かれているが、こ

の認識でいいのか。

[ 委 員 ] 要望書を提出した会派の分析のため、どの程度の分析であるかは定かではない。

#### ( 4 ) 宇治市教育委員会後援事業について

( 有 ) 人形劇団京芸主催の第 8 回うじ京芸人形劇まつりほか 2 件、計 3 件の事業について後援した。

#### 日程第 4 議案第 1 号 平成 3 0 年 3 月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[ 説 明 ] 本議案は、平成 3 0 年 3 月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、宇治市長から平成 3 0 年 2 月 7 日付けで意見を聴取されているものである。提出議案「平成 2 9 年度宇治市一般会計補正予算(第 6 号)」、「平成 3 0 年度宇治市一般会計予算」、「宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

まず「平成 2 9 年度宇治市一般会計補正予算(第 6 号)」について、歳出は中学校就学援助費のうち、これまで中学校第 1 学年で支給していた「新入学児童生徒学用品費等」を小学校第 6 学年で支給するため、必要な費用に 1 , 1 5 0 万円の補正予算を計上するものである。

次に「平成 3 0 年度宇治市一般会計予算」について、教育関係歳出予算の集計としては、総務費の市民会館運営費及び民生費の善法・河原青少年センター運営費・活動費と文化財保護費を除く教育委員会が所管する教育費を合わせた歳出予算総額が 5 3 億 8 , 5 5 7 万 2 千円で、前年度より 1 1 億 7 2

万1千円、25.69%増となっている。一般会計予算総額に占める割合については、平成30年度は8.72%で、前年度より1.91ポイント高くなっている。ただ、各々当初予算で比較しているため、実際は平成29年度にトイレライフライン等の小中学校施設改修の予算、約13億円が補正予算に組んでいるため、約2億円減となっている。

続いて、(仮称)宇治市財政健全化推進プランの概要は、現在宇治市では経常収支比率が5年連続で上昇している中、今後の財政運営を維持していくために、歳入確保や歳出の抜本的な事務事業の見直しなどを進め、新たな行政需要に対応するための財源を生み出していくことが必要となり、宇治市財政健全化推進プランの策定をする動きとなったものである。

宇治市第7次行政改革として「持続可能な行財運営の確立」、「時代に即した組織体制の確立」、「多様な主体との協働とまちづくりの推進」を受け、将来を見越した持続可能な行財政運営に向けて、目標を明確に定めた実効性のある計画を策定していくものである。

財政見通しの策定時点では、約85億円の大幅な収支不足を見込んでいることから、歳出の見直しとして人件費等の削減、事務事業の見直しを図ることである。事務事業の見直しについては、歳出全般にわたっての事業見直しや補助金の見直し、イベント・啓発事業等の見直しのことである。また、歳入の確保については、使用料・手数料等の見直しを図ることである。

今後の予定として、(仮)財政健全化推進プランを、平成30年3月上旬に総務常任委員会に報告予定としている。

続いて、(仮)財政健全化推進プランを受け、平成30年度予算が編成されている特徴のある教育委員会の事業概要について説明する。

最初に「中学校給食基本構想策定費」について、期間を平成30～31年度に債務負担行為設定を行い、給食方式や実施手法等の検討を進めていく。

次に、「小学校・中学校・幼稚園維持整備事業」について、大規模改造等の予定をしており、ライフライン改修を小学校2校・中学校1校とし、照明のLED化を実施していく予定である。

また、「幼稚園府内産木材遊具等整備事業費」について、豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、府内産木材を活用した幼稚園の遊具等を整備していく予定である。

「小中一貫推進費」について、現在、黄檗学園にラーニングコーディネーターを配置しているが、平成30年度には新たに3ブロックについて、ラーニングコーディネーターを配置していく予定である。次に、「不登校児童生徒支援事業費」について、不登校児童生徒の多様な課題に対応した、組織的な支援を実施する予定である。

「源氏物語ミュージアムリニューアル事業費」について、平成30年9月

に施設リニューアルオープンの予定と、平成31年3月にアニメ映像完成の予定となっているため、リニューアルオープン記念特別企画等を催す考えである。

「図書館事業計画推進費」について、図書分類の更新や障害者を対象とした図書の配達サービスを試行実施する予定である。

次に、「宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明する。平成30年度より、神明幼稚園及び木幡幼稚園で預かり保育試行実施のため、現在準備を進めている。預かり保育を試行実施するにあたり、新たに預かり保育利用料の設定を行う必要があるため、条例の改正を行うものである。具体的には、預かり保育の利用料の額を1回の利用につき、当該利用の開始から1時間ごとに200円とする。1回の利用料の上限額を1,000円と定めるものとする。また、合わせて題名を「宇治市立幼稚園使用料条例」から「宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例」に改める。条例の施行日は平成30年4月1日である。

次に、「宇治市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明する。この改正は、使用料及び施設の使用に関する規定について、所要の改正を行うものである。

まず、受益者負担の適正化に向けた使用料見直しに伴い、宇治市立学校施設使用料の体育館をはじめとする施設使用料、宇治市生涯学習センター条例の第1ホール施設使用料、宇治市総合野外活動センター施設使用料の宿泊棟をはじめとする施設使用料、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の施設使用料の改正を行うものである。

また、宇治市立学校施設使用料において、使用の対象となる学校施設として、保育室及び遊戯室を追加することとする。

次に、宇治市総合野外活動センター条例及び宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の施設の使用許可等について、現在、施設の使用許可等は条例において教育委員会が行うことと定めているが、施設の使用許可を指定管理者が行い、併せて使用制限・使用許可の取消等についても指定管理者が行うことができるものとする。

その他、文言の修正については、適宜修正を行うものとする。施行期日は、指定管理者による使用許可等の取り扱いについては、平成30年4月1日から施行となっている。使用料の改正については、利用者への周知期間を考慮し、平成30年7月1日申請分からの施行とする。

ただし、宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の使用料については、平成30年7月1日使用分から施行することとする。

最後に、「宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明する。この改正は、宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料及び使用料について所要の改正を行うものである。まず観覧料は、受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しに伴い、普通展示で個人及び団体の観覧料と団体対象人数の改正を行うものである。

次に、使用料は、道路交通法の改正と受益者負担の適正化に伴い、大型車の使用料の改正を行うものである。施行は、利用者への周知期間を考慮し、平成31年4月1日からとするが、使用料の項の改正規定については、公布の日とする。ただし、大型自動車の使用料2,000円を2,500円に改めるのは、平成30年7月1日からの施行とする。

#### [ 質 疑 ]

[ 委 員 ] 預かり保育の定員はどのくらいなのか。

[ 事務局 ] 預かり保育の対象者は在園児であり、定員数は在園児数である。

[ 委 員 ] 学校施設使用条例について、「党派的政治活動」を「政治活動」に、「一宗一派による」を「宗教活動」に改正するのは、許可できるものを言及していく意向であるからなのか。

[ 事務局 ] 学校教育法では、政治活動や宗教活動に学校施設の使用をさせないこととなっている。今までの「党派的政治活動」や「一宗一派による」との文言であると、制限される団体が少ないのではないかということで、「政治活動・宗教活動」そのもの自体の使用許可をしない形で、文言の整理をしたものである。

[ 委 員 ] 文言が整理されたことによって、許可しない団体をはっきりさせたということなのか。

[ 事務局 ] そうということになる。実際、現在まで「政治活動・宗教活動」の許可はしていない。

[ 委 員 ] 源氏物語ミュージアムの観覧料が500円から600円に2割の値上げとなるが、600円の値段は適正であるのか。また、値上げに伴いアピールするものや定められた案などの計画はあるのか。

[ 事務局 ] 源氏物語ミュージアムは、特別展示をしない常設展を中心とした博物館施設となっている。当館と同じ博物館施設の例をあげると、京都国際マンガミュージアムと、祇園に新設された漢字ミュージアムは800円の観覧料で、宇治市内の平等院鳳翔館では600円となっている。京都文化博物館では、常設展示は500円であるが、特別展示となると別途観覧料をとる形となっている。これら近隣の博物館観覧料と比較し、今回、改正され



る観覧料600円は、適正な金額と考えている。

[ 討 論 ] なし

[ 採 決 ] 採決の結果、全会一致で可決する。

**閉会宣言** 教育長が2月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** (午後6時15分)